昭和九年（月報番號第39號）

No. 15

小作爭議調査表

（昭和十年二月分）

項目	内容
場所	築紫郡二日市町大字野添
關係人員 地主	帆足文市
關係人員 小作人	磯野喜大
地主關係團体	ナシ
原因	地主ハ最近多額の負債を生じ、之か整理の為該地を賣却せんとして小作人に土地返還を要求したるも應ぜざるに因る。
發生	昭和九年三月一四日
終熄	昭和十年一月十四日
關係地種類面積	田 三反五畝一歩
小作人關係團体	全農福佐 二日市支部
要求事項	土地返還要求
經過	三月十四日 福岡地方裁判所へ調停方申請 五月三十日 第一回調停委員会 八月四日 第二回を開催 小作人は離作料五十圓を要求し双方相譲らず不調 昭和十年一月廿六日 [illegible]不調に終り小作人側調停申請取下 二月四日 地主の本訴により土地立入禁止如分と共に口頭辯論開始し本爭の和解が促進に依り和解解決
結果	一、爭議田中内一反二畝歩を来年六月十五日迄に返還すること 二、右項の離作料として二十円を交付すること 三、昭和八年度迄滞納の壱石は免除のこと 四、昭和九年度一反二畝の土地返還に對する小作料は免除すること 五、残二反三畝一歩は小作料五俵を四俵五斗に減額すること

財團法人協調會福岡出張所

6. 小作人方等ハ本件ニ付地主ノ人ノ恩[illegible]本年三月[illegible]ノ際地主ニ返還[illegible]

7. [illegible]

8. [illegible]